

環境衛生に関する指導基準

平成18年4月1日一部改正

平成19年7月1日一部改正

令和4年8月1日一部改正

この基準は、「池田市開発指導要綱」第18条第7号及び「池田市開発指導要綱細則」第19の規定に基づき、ごみ収集作業の安全性、効率性の確保及びごみ減量等の推進を図るとともに、市民の良好な生活環境保全に寄与することを目的に、開発行為等におけるごみ集積施設の設置等について必要な事項を定める。

開発者は、一般廃棄物（普通ごみ・粗大ごみ等）の持ち出し及び収集に必要な集積施設等について、適正に設置するものとする。

なお、ごみ排出場所については、市が指定するものではなく、円滑に収集が出来るように、かつ、付近住民の了解を得たうえで開発者が決定するものとする。

1. ごみの排出の位置

- (1) 予定建築物が1戸建て住宅及び長屋住宅（以下単に「住宅系」という。）における排出位置は、収集車両（2t車両）が通り抜け出来る公道又は本市に帰属された公道となる道路（道路有効幅員4.0m以上）に接する位置とする。ただし、通り抜けが出来ない場合においても、収集車両が前進で転回できる公道又は本市に帰属された公道となる道路（道路有効幅員4.0m以上）であればこの限りではない。
- (2) 共同住宅における排出位置は、公道に隣接しており、収集車両が後退することなく安全な通行及び駐停車可能な位置とする。
- (3) 事業所等については共同住宅の場合と同様の位置とし、原則として集積施設は住宅系と別々に設置するものとするが、共用で設置する場合は、明確に区別された構造となった施設とする。

2. ごみ集積施設の面積及び形状等

(1) 共同住宅

- ① 集積施設の設置義務戸数について、ファミリータイプの共同住宅については10戸以上とし、単身者用の共同住宅については15戸以上とする。

なお、設置義務戸数以下であっても、原則として設置するものとする。

- ② ごみ集積施設は1棟につき普通ごみ用集積施設と粗大ごみ用集積施設をそれぞれ設置するものとする。なお、1棟とは、原則として50戸当たりまでとして算定するものとする。

- ③ ごみ集積施設の面積は、表-1 に示す数値以上を確保するものとする。

表-1 ごみの種類別確保面積基準

種別	面積	適用
普通ごみ用集積施設	計画戸数×0.2 m ² 以上	25 戸未満については、明確に区別された構造であれば共用としても可。
粗大ごみ用集積施設	計画戸数×0.1 m ² 以上	

- ④ 集積施設の構造については、表-2 に示す数値を基準として設置するものとする。

表-2 集積施設の構造規格

(単位：m)

種別	屋根	天井の高さ	扉の幅	扉の高さ	壁の材質
普通ごみ用集積施設	設置	2.50 以上	1.50 以上	2.00 以上	コンクリート造 又は ブロック造
粗大ごみ用集積施設			2.50 以上		
共用集積施設の場合			2.50 以上		

- ⑤ 集積施設には水道栓及び排水施設を設置するものとする。
- ⑥ 集積施設と道路との間に側溝等がある場合は、収集車両の重量に耐える蓋を設置するものとする。
- (2) 事業所等及び機械式のごみ集積施設を設置する場合は、別途協議するものとする。
- (3) 集積施設の設置及び環境衛生に関する指導基準については、業務センターと事前協議するものとする。

3. ごみ集積施設の管理等

- (1) 開発者が自ら使用する建築物又は管理組合等が管理する共同住宅等のごみ集積施設については、本市に移管しないものとする。
- (2) 共同住宅の場合、排出量が多いため明確な管理体制を設置し、付近住民の迷惑とならないよう清潔保持に努めるものとする。
- (3) 排出場所には、ごみの分別看板を設置するものとする。
- (4) ごみの排出者は、市の排出方法を遵守するとともに、排出場所の管理並びに清掃の保持に努めるものとする。
- ① 燃えるごみは黄色の指定袋で、燃えないごみは緑色の指定袋でそれぞれ排出し、粗大ごみについては「粗大ごみ処理券」を貼り付け、指定の曜日に排出するものとする。
- ② 空き缶・空きびん、ペットボトルについては、排出容器（カゴなど）に入れて排出し、トレイ類については透明の袋に入れて、指定の曜日に排出するものとする。

4. ごみの収集・処理の申込

「池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第7条及び「池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」第2条に基づき、ごみの処理を受けようとするものは、あらかじめ、ごみ・し尿処理申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。